



最低賃金が変わります！

10月1日より順次最低賃金が変わります。
都道府県ごとに発効日以降の賃金はこれを下回らないようにしなければなりません。

＜広島県の場合＞

733円→750円 (+17円)

【発効年月日】平成26年10月1日

平成26年度地域別最低賃金一覧

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日	都道府県名	最低賃金 時間額【円】	発効年月日
北海道	748	平成26年10月8日	滋賀	746	平成26年10月9日
青森	679	平成26年10月24日	京都	789	平成26年10月22日
岩手	678	平成26年10月4日	大阪	838	平成26年10月5日
宮城	710	平成26年10月16日	兵庫	776	平成26年10月1日
秋田	679	平成26年10月5日	奈良	724	平成26年10月3日
山形	680	平成26年10月17日	和歌山	715	平成26年10月17日
福島	689	平成26年10月4日	鳥取	677	平成26年10月8日
茨城	729	平成26年10月4日	島根	679	平成26年10月5日
栃木	733	平成26年10月1日	岡山	719	平成26年10月5日
群馬	721	平成26年10月5日	広島	750	平成26年10月1日
埼玉	802	平成26年10月1日	山口	715	平成26年10月1日
千葉	798	平成26年10月1日	徳島	679	平成26年10月1日
東京	888	平成26年10月1日	香川	702	平成26年10月1日
神奈川	887	平成26年10月1日	愛媛	680	平成26年10月12日
新潟	715	平成26年10月4日	高知	677	平成26年10月26日
富山	728	平成26年10月1日	福岡	727	平成26年10月5日
石川	718	平成26年10月5日	佐賀	678	平成26年10月4日
福井	716	平成26年10月4日	長崎	677	平成26年10月1日
山梨	721	平成26年10月1日	熊本	677	平成26年10月1日
長野	728	平成26年10月1日	大分	677	平成26年10月4日
岐阜	738	平成26年10月1日	宮崎	677	平成26年10月16日
静岡	765	平成26年10月5日	鹿児島	678	平成26年10月19日
愛知	800	平成26年10月1日	沖縄	677	平成26年10月24日
三重	753	平成26年10月1日	全国加重平均	780	

最低賃金に算入されない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

SATO'S NEWS LETTER

2014年10月号
(No.62)

CONTENTS

- 最低賃金が変わります！
.....P.1
- 助成金情報.....P.2
- 人事労務ニュース.....P.2
- 労務トラブル Q&AP.3
- 企業 PR コーナー
寿マナック株式会社様...P.4
- SATO'S INFOP.4

10月の社会保険労務と税務

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 一括有期事業開始届

31日

- 労働者死傷病報告の提出
＜休業4日未滿、7月～9月分＞
- 労働保険料の納付
＜延納第2期分＞
- 8月決算法人の確定申告・2月決算法人の中間申告
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第3期分＞
- 健保・厚年の保険料納付



助成金情報

「ポジティブ・アクション 能力アップ助成金」

ポジティブ・アクション能力アップ助成金とは、女性管理職の育成を目的とした研修制度の実施等を行う事業主に対して支給される助成金です。育児と仕事の両立支援助成金制度の一つとして平成 26 年度に創設されました。

助成金額

大企業 15 万円 ・ 中小企業 30 万円 (1 事業主につき 1 回限りの助成になります)

支給要件

下記の 5 つをすべて実施した場合に支給することができます。

1. 「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」に関し、ポジティブ・アクション（女性の活躍推進）に関する数値目標を定めていること。
2. 「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内の「ポジティブ・アクション応援サイト」等に、1 の数値目標を掲載していること。
 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト <http://www.positiveaction.jp/>
3. 2 の数値目標を掲載後、「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」に必要とされる能力を付与するため等の研修を 30 時間以上実施すること。
4. 数値目標について、サイト又はコーナーへの当該目標の掲載日から 6 か月経過後 3 年以内に達成され、さらに支給申請日までその状態が継続されていること。
5. 4 の数値目標を達成するに当たり、女性労働者のうち少なくとも 1 名は上記 3 のポジティブ・アクション研修に参加していたこと。

※その他にも要件がございますので、詳しくは弊社までお問い合わせください。



人事労務ニュース

高卒求人倍率が 6 年ぶりに 1 倍を超え 1.28 倍に

厚生労働省は、来春卒業予定の高校生の求人倍率が今年7月末時点で 1.28 倍(前年同期 0.35 ポイント上昇)であると発表した。1 倍を超えたのは 6 年ぶり。全国の高校新卒者の求職者数は約 18 万 6,462 人(同 0.1%増)、求人数は約 23 万 8,462 人(同 38.4%増)だった。

「入職率」が「離職率」を 6 年ぶりに上回る

厚生労働省が平成 25 年の「雇用動向調査」の結果を発表し、入職率(転職も含めて新たに仕事に就いた就職者の労働者全体に占める割合)が 16.3%(前年比 1.5 ポイント増)となり、離職率(仕事を辞めた人の労働者全体に占める割合)の 15.6%(同 0.8 ポイント増)を上回ったことがわかった。入職率が離職率を上回るのは 6 年ぶり。



労務トラブル Q&A 「ストレスチェックの義務化」について

Q. 来年度施行される「ストレスチェックの義務化」に関して、会社は何を検討・準備しておかなければならないのでしょうか？

A. ストレスチェックと面接指導の制度が、平成 27 年 12 月 1 日より施行されることになりました。制度の具体的な内容については、今後発表される省令で明らかにされることとなりますが、各事業所で今から準備しておくべきことを 5 項目にまとめました。

1. ストレスチェックの実施時期（いつ行うのか）

現段階では、検診機関が定期健康診断と合わせて行うことが想定されています。まずは自社の検診機関に対応可能かお問合せ下さい。ただし、ストレスチェックの結果については、原則として会社は情報を取得することが禁止されています。フィードバックの仕組みが定期健康診断とは異なるので注意が必要です。

2. 面接への誘導方法

会社は、ストレスチェックの結果を受け一定の要件に該当する労働者が希望すれば医師の面接指導が受けられるしくみを作らなければなりません。しかし、メンタルヘルスはデリケートな問題であるため、従業員が医師による面接希望を申し出ることを躊躇する可能性があります。そのため、より相談しやすい窓口（人事権を持たない個別の窓口、衛生委員会や外部機関等）を設置し、疲労度の高い従業員が医師の面接を受けやすい環境を整えることが大切です。

3. 面接する医師の確保

主に現在選任している産業医が対応することになりますが、精神疾患に関する専門的知識を持ち、正しい診断を行える医師である必要があります。必要に応じて、選任している産業医に精神疾患にも対応可能な専門医の紹介を求めたり、地域産業保健センターに相談しましょう。

4. 50 人に満たない拠点への対応

従業員 50 名未満の事業所は、今回の法改正ではストレスチェックは義務付けられていません。しかし労働環境改善の観点から、たとえ 50 名未満の事業所でも実施する事が望ましいでしょう。

5. ストレスチェックを受ける人、受けない人のバラツキ防止

ストレスチェックは事業者には実施義務がありますが、従業員への受診義務は課されません。強制は出来ないため、従業員の回答率を高めるためにストレスチェックの実施を促進する周知活動や、教育啓発機会を設けることが望まれます。

法令で義務付けられる内容は最低基準であり、ストレスチェックを行うだけでメンタルヘルス対策になるという訳ではありません。日々の過重労働や勤務態度の確認を行うことで、早期に精神疾患の芽を摘み取ることや、組織的な疲労度蓄積度合いの原因追究と対策を行うことも重要です。

効果的な対策を行うために、外部の専門サービスを活用することも検討しておきましょう。

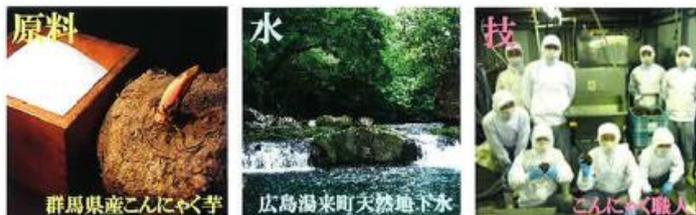


企業PRコーナー「寿マナック株式会社 様」

おいしい、たのしい、ヘルシー、
食のマジカルカンパニー



寿マナックのこだわり



こだわり蒟蒻・デザートを販売。

蒟蒻はカロリーが低く、食物繊維が多く含まれており、昔から「おなかの砂おろし」と言われ、健康にも役立つ食品として食されてきました。毎日のメニューに少しずつ取り入れて蒟蒻をおいしくいただきませんか？

詳細はこちらまで→→→ <http://www.kmanac.com/>

SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

サトー主催「若手フォロー研修」

- テーマ：「自分にとって“仕事”とは何か」
 - 場所：フォロー研修 — MDX 広島ビル 8 階
(広島市中区大手町 1-6-2)
 - 寺社研修 — 太光寺
(広島市西区田方 1 丁目 551 番の 1)
 - 日程：フォロー研修 — 10 月 8 日(水)、10 月 17 日(金)
9:30~17:00
(どちらの日程も内容は同じです)
 - 寺社研修 — 10 月 18 日(土) 8:30~17:00
- ※フォロー研修のみ、寺社研修のみの受講も可能です。
※寺社宿泊研修のご希望があれば、ご相談に応じます。
- ★詳細はこちら：<http://www.sato-co.jp/20140902/>



広島経営革新グループ主催セミナー 「人材不足に悩む中小企業のための人材確保セミナー」

- 場所：広島市まちづくり市民交流プラザ 研修室 C
(広島市中区袋町 6-36)
 - 日程：10 月 15 日(水) 13:30~17:00
 - 費用：無料(先着 50 名様)
- ★詳細・お申込みはこちら：<http://www.sato-co.jp/20140920/>

- #### OBC 主催セミナー 「ストレスチェック義務化法案成立！～改正安衛法概要と企業に求められるメンタルヘルスの対応実務～」
- 場所：松山市総合コミュニティセンター 2 階研修会議室
(愛媛県松山市湊町 7 丁目 5 番地)
 - 日程：10 月 17 日(金) 10:00~12:00
 - 費用：無料
 - 講師：社会保険労務士法人サトー 今田 真吾
- ★詳細・お申込みはこちら：<http://www.obc.co.jp/obf-ehime/>
- * 11 月 21 日(金) 福山市内において同内容を開催予定

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00~18:00
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00~18:00
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983